

付表4旧・新税率別、消費税額計算表 [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]

簡易

		課税期間	27・4・1 ~ 28・3・31	氏名又は名称	OBC商事株式会社
区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
課税標準額	①	円 000	円 000	円 4,904,643,000	円 4,904,643,000
消費税額	②	※付表5-(2)の①A欄へ	※付表5-(2)の①B欄へ	※付表5-(2)の①C欄へ 308,992,509	※付表5-(2)の①D欄及び申告書の②欄へ 308,992,509
貸倒回収に係る消費税額	③	※付表5-(2)の②A欄へ	※付表5-(2)の②B欄へ	※付表5-(2)の②C欄へ	※付表5-(2)の②D欄及び申告書の③欄へ
控除税額	控除対象仕入税額	(付表5-(2)の⑤A欄又は⑥A欄の金額)	(付表5-(2)の⑤B欄又は⑥B欄の金額)	(付表5-(2)の⑤C欄又は⑥C欄の金額) 216,122,914	(付表5-(2)の⑤D欄又は⑥D欄の金額)※申告書の④欄へ 216,122,074
	返還等対価に係る税額	※付表5-(2)の③A欄へ	※付表5-(2)の③B欄へ 1,200	※付表5-(2)の③C欄へ 245,488	※付表5-(2)の③D欄及び申告書の⑤欄へ 246,688
	貸倒れに係る税額				※申告書の⑥欄へ
	控除税額小計(④+⑤+⑥)		1,200	216,368,402	※申告書の⑦欄へ 216,368,762
控除不足還付税額(⑦-②-③)	⑧		※⑧B欄へ 1,200	※⑧C欄へ	
差引税額(②+③-⑦)	⑨		※⑨B欄へ	※⑨C欄へ 92,624,107	92,623,747
合計差引税額(⑨-⑧)	⑩				※マイナスの場合は申告書の⑧欄へ ※プラスの場合は申告書の⑨欄へ 92,623,747
地課税方標準となる消費税額の額	控除不足還付税額		(⑩B欄の金額) 1,200	(⑩C欄の金額)	1,200
	差引税額		(⑩B欄の金額)	(⑩C欄の金額) 92,624,107	92,624,107
	合計差引税額(⑫-⑪)				※マイナスの場合は申告書の⑩欄へ ※プラスの場合は申告書の⑪欄へ 92,622,907
譲渡割額	還付額		(⑪B欄×25/100) 300	(⑪C欄×17/63)	300
	納税額		(⑪B欄×25/100)	(⑪C欄×17/63) 24,993,806	24,993,806
合計差引譲渡割額(⑮-⑭)	⑯				※マイナスの場合は申告書の⑫欄へ ※プラスの場合は申告書の⑬欄へ 24,993,506

付表5- (2) 控除対象仕入税額等の計算表 [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]

簡易

課税期間	27・4・1 ~ 28・3・31	氏名又は名称	OBC商事株式会社
------	------------------	--------	-----------

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A + B + C)
課税標準額に対する消費税額 ①	(付表4の②A欄) 円	(付表4の②B欄) 円	(付表4の②C欄) 円 308,992,509	(付表4の②D欄) 円 308,992,509
貸倒回収に係る消費税額 ②	(付表4の③A欄)	(付表4の③B欄)	(付表4の③C欄)	(付表4の③D欄)
売上対価の返還等に係る消費税額 ③	(付表4の⑤A欄)	(付表4の⑤B欄) 1,200	(付表4の⑤C欄) 245,488	(付表4の⑤D欄) 246,688
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 (① + ② - ③) ④	0	0	308,747,021	308,745,821

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A + B + C)
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%) ⑤	※付表4の④A欄へ 円 0	※付表4の④B欄へ 円 0	※付表4の④C欄へ 円 216,122,914	※付表4の④D欄へ 円 216,122,074

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A + B + C)	売上割合
事業区分別の合計額 ⑥	円	円	円	円	%
第一種事業 (卸売業) ⑦				※申告書「事業区分」欄へ	
第二種事業 (小売業) ⑧				※ "	
第三種事業 (製造業等) ⑨				※ "	
第四種事業 (その他) ⑩				※ "	
第五種事業 (サービス業等) ⑪				※ "	
第六種事業 (不動産業) ⑫				※ "	

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A + B + C)
事業区分別の合計額 ⑬	円	円	円	円
第一種事業 (卸売業) ⑭				
第二種事業 (小売業) ⑮				
第三種事業 (製造業等) ⑯				
第四種事業 (その他) ⑰				
第五種事業 (サービス業等) ⑱				
第六種事業 (不動産業) ⑲				

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑲欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記入する。

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細
イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
④×みなし仕入率 $\left[\frac{⑭ \times 90\% + ⑮ \times 80\% + ⑯ \times 70\% + ⑰ \times 60\% + ⑱ \times 50\% + ⑲ \times 40\%}{⑳}$]	円	円	円	円

ロ 特例計算を適用する場合
(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
(⑦D/⑥D・⑧D/⑥D・⑨D/⑥D・⑩D/⑥D・⑪D/⑥D・⑫D/⑥D) ≥ 75% ④×みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%)	円	円	円	円

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
第一種及び第二種事業 (⑦D+⑧D) / ⑥D ≥ 75% ④× $\frac{⑭ \times 90\% + (⑬ - ⑭) \times 80\%}{⑲}$	円	円	円	円
第一種及び第三種事業 (⑦D+⑨D) / ⑥D ≥ 75% ④× $\frac{⑭ \times 90\% + (⑬ - ⑭) \times 70\%}{⑲}$				
第一種及び第四種事業 (⑦D+⑩D) / ⑥D ≥ 75% ④× $\frac{⑭ \times 90\% + (⑬ - ⑭) \times 60\%}{⑲}$				
第一種及び第五種事業 (⑦D+⑪D) / ⑥D ≥ 75% ④× $\frac{⑭ \times 90\% + (⑬ - ⑭) \times 50\%}{⑲}$				
第一種及び第六種事業 (⑦D+⑫D) / ⑥D ≥ 75% ④× $\frac{⑭ \times 90\% + (⑬ - ⑭) \times 40\%}{⑲}$				
第二種及び第三種事業 (⑧D+⑨D) / ⑥D ≥ 75% ④× $\frac{⑮ \times 80\% + (⑬ - ⑮) \times 70\%}{⑲}$				
第二種及び第四種事業 (⑧D+⑩D) / ⑥D ≥ 75% ④× $\frac{⑮ \times 80\% + (⑬ - ⑮) \times 60\%}{⑲}$				
第二種及び第五種事業 (⑧D+⑪D) / ⑥D ≥ 75% ④× $\frac{⑮ \times 80\% + (⑬ - ⑮) \times 50\%}{⑲}$				
第二種及び第六種事業 (⑧D+⑫D) / ⑥D ≥ 75% ④× $\frac{⑮ \times 80\% + (⑬ - ⑮) \times 40\%}{⑲}$				
第三種及び第四種事業 (⑨D+⑩D) / ⑥D ≥ 75% ④× $\frac{⑯ \times 70\% + (⑬ - ⑯) \times 60\%}{⑲}$				
第三種及び第五種事業 (⑨D+⑪D) / ⑥D ≥ 75% ④× $\frac{⑯ \times 70\% + (⑬ - ⑯) \times 50\%}{⑲}$				
第三種及び第六種事業 (⑨D+⑫D) / ⑥D ≥ 75% ④× $\frac{⑯ \times 70\% + (⑬ - ⑯) \times 40\%}{⑲}$				
第四種及び第五種事業 (⑩D+⑪D) / ⑥D ≥ 75% ④× $\frac{⑰ \times 60\% + (⑬ - ⑰) \times 50\%}{⑲}$				
第四種及び第六種事業 (⑩D+⑫D) / ⑥D ≥ 75% ④× $\frac{⑰ \times 60\% + (⑬ - ⑰) \times 40\%}{⑲}$				
第五種及び第六種事業 (⑪D+⑫D) / ⑥D ≥ 75% ④× $\frac{⑱ \times 50\% + (⑬ - ⑱) \times 40\%}{⑲}$				

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
選択可能な計算式区分 (⑳ ~ ㉟) の内から選択した金額	※付表4の④A欄へ 円	※付表4の④B欄へ 円	※付表4の④C欄へ 円	※付表4の④D欄へ 円

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。